

東北地区国立病院薬剤師会 学術奨励賞規程

(目的)

第1条 本規程は、東北地区国立病院薬剤師会学術奨励賞（以下「奨励賞」という。）及びOB会会長賞（以下「OB会賞」という。）の授賞者並びにその選考手続き等について定める。

(奨励賞の対象)

第2条 奨励賞を授賞する者は、東北地区国立病院薬剤師会の会員であり、かつ次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 東北地区国立病院薬学研究会において、発表された中で優れた業績を挙げたと認められる者又はこれに準ずる者
- (2) 東北地区国立病院薬剤師会の研究の発展に寄与するために、薬学の学術領域において優れた業績を挙げたと認められる者又はこれに準ずる者

(奨励賞の選考)

第3条 奨励賞の選考をする者は、会長及び副会長、学術委員会委員長及び副委員長並びに東北地区国立病院薬剤部科長とする。

2 奨励賞の選考は、次の評価項目及び評価尺度を参考とする。

(1) 評価項目（7項目）

- A：抄録は、要旨がつかみやすく、用語、構成が適切であるか
- B：発表中の時間、話し方、声の大きさ、姿勢は適切であるか
- C：発表内容がわかり易かったか
- D：発表内容に発見や驚き等、感銘するものがあつたか
- E：発表内容に論理的妥当性と説得力があつたか
- F：発表で使用した関連資料、図表、データ、スライド等はわかり易かつたか
- G：質疑応答に対して、適切かつ建設的に返答出来ていたか

(2) 評価尺度（5段階）

- 5：かなり優れている
- 4：やや優れている
- 3：普通
- 2：やや劣る
- 1：劣る

3 学術委員会は、選考結果又は論文・学会発表等の業績を基に、理事会に奨励賞候補者を推薦する。

(奨励賞の決定)

第4条 学術委員会は、前条により推薦した奨励賞候補者について理事会と協議し、

奨励賞を決定する。ただし、前年度の受賞者又は過去3回を超える受賞者は奨励賞の対象から除外することとする。

(奨励賞)

第5条 奨励賞及びその受賞者数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 奨励賞は、毎年度2名以内とする。
 - (2) 奨励賞新人賞は、毎年度2名以内とし、国立病院薬剤師として勤務年数が3年以内とする。
 - (3) その他、薬学の学術領域において優れた業績を挙げ、総会で承認された場合とする。
- 2 奨励賞は、賞状および副賞とし、副賞は図書カード1万円相当とする。
- 3 奨励賞は、東北地区国立病院薬学研究会又は総会において、会長又はその代理の者が授与する。

(OB会賞)

第6条 OB会賞及びその受賞者数は、毎年度若干名とする。

- 2 OB会賞は、国立病院薬剤師として勤務年数が5年以内の薬剤師を対象とし、選考基準は、研究内容が日常業務に活用できること又は業務的な内容に限らず新しい研究内容であることとする。
- 3 学術委員会は、第3条の奨励賞の選考結果に基づきOB会と協議し、OB会賞を決定する。
- 4 OB会賞は、賞状および副賞とし、副賞は図書カード1万円相当とする。
- 5 OB会賞は、奨励賞授与と同日に、OB会会長又はその代理の者が授与する。

(発表演者の選定)

第7条 学術委員会は、奨励賞及びOB会賞受賞者より、次年度の北海道地区秋の学術大会における発表演者を選定し、決定する。

- 2 学術委員会は、前項で決定した発表演者に対して、北海道地区秋の学術大会への参加を要請する。
- 3 発表演者及び発表演者が所属する施設の薬剤部科長は、前項の要請に対して協力するものとする。
- 4 北海道地区秋の学術大会への参加に係る旅費及び宿泊費については、東北地区国立病院薬剤師会旅費規程によるものとする。

(附則)

この規程は、平成30年5月12日より施行する。